

平成23年度三好市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別採用者数

	一般行政	保健師	幼稚園教諭・保育士	看護師	作業療法士	言語聴覚士	合計
応募者数	88	4	28	3			123
採用者数	2	1	2	2			7

(2) 事由別退職者数(平成24年3月31日)

定年	勸奨	自己都合	死亡	免職	その他	合計
10	18	0	0	0	0	28

(3) 年度当初の常勤職員数(平成23年4月1日現在)

市長部局	議会	監査委員会	農業委員会	教育委員会	病院	水道事業	合計
423	4	2	3	78	44	8	562

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成22年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成22年	平成23年			
一 般 行 政 部 門		人	人	人	
	議 会	4	4		
	総 務	121	118	▲ 3	指定管理者制度の活用
	税 務	27	25	▲ 2	職員配置の見直し
	民 生	148	143	▲ 5	職員配置の見直し、退職不補充
	衛 生	43	40	▲ 3	職員配置の見直し、退職不補充
	労 働				
	農 林 水 産	32	29	▲ 3	課の分課に伴うもの
	商 工	21	19	▲ 2	職員配置の見直し
	土 木	27	27		
	一般行政部門計	423	405	▲ 18	
	教 育	80	78	▲ 2	退職不補充
	消 防				
	普通会計計	503	483	▲ 20	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	42	44	2	業務の増による
	水 道	15	15		
	交 通				
	下 水 道				
	そ の 他	21	20	▲ 1	派遣職員の減
	公営企業等会計部門計	78	79	1	
合 計	581	562	▲ 19		

2 職員の給与の状況等

三好市給与定員管理等の公表にて詳細を公表

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(平成23年4月1日現在)

(1)勤務時間の状況

正規の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間	週休日
一週間当たり38.75時間	8:30	17:15		12:00~13:00	土曜日及び日曜日

(2) 休暇の制度

ア. 休暇等の取得状況(平成23年中)

年次有給休暇平均取得状況	14.7日
病欠休暇(6日以上)の診断書を有する者)	44人

イ. 主な休暇制度 …… 結婚、忌引、夏季、リフレッシュ、ボランティア、子の看護、妊娠・出産に係る休暇等

種 類	付与日数等
風水震災火災その他の非常災害による交通遮断	必要と認められる期間
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
通信教育における面接授業を受ける場合	必要と認める期間 ただし、1年につき20日以内
国民体育大会に参加する場合	その都度必要と認める期間
結婚する場合	連続する5日以内(週休日等を含む)
分娩の場合	予定日前8週間、産後8週間まで
生理日に勤務することが著しく困難な場合	3日を超えない範囲で必要と認める期間
育児参加をする場合	5日以内/年
妻が出産する場合	2日以内
保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内(生後1年に達しない子)
父母を追悼する場合	1日以内
親族が死亡した場合	配偶者10日、父母・子7日、兄弟姉妹3日等
夏期休業	5日(7/1~9/30の期間内)
リフレッシュ休暇	5年ごと、3日もしくは5日
ボランティア活動に参加する場合	5日以内/年
短期介護休暇	5日以内/年(要介護者、2人以上は10日)
子の看護をする場合	5日以内/年(中学就学前の子、2人以上は10日)

ウ. 無給休暇

(ア) 組合休暇 …… 職員が任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事するための休暇(取得者 1名)

(イ) 介護休暇 …… 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(取得者 4名)

エ. 育児休業及び部分休業の制度(無給)

ア 育児休業 …… 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得(新規取得者 5名)

イ 部分休業 …… 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得(取得者 1人)

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 職員の分限処分の状況について

職員がその責務を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は免職、退職、降任、降格、降給があります。

処分内容	処分者数	処 分 理 由
降 任	0	
免 職	0	
休 職	4	心身の故障による
降 給	0	

(2) 職員の懲戒処分の状況について

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務執行の秩序を維持する目的で、一定の義務違反に対して職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給戒告があります。

処分内容	処分者数	処 分 事 由
戒 告	0	
減 給	0	
停 職	2	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
免 職	0	

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

○職員研修

・市主催研修(受講者数、開催回数)

接遇研修 延べ受講者数 27人 実施回数1回

相続税入門研修 延べ受講者数 20人 実施回数 1回

人事評価者研修 延べ受講者数 56人 実施回数 3回

・徳島県自治研修センター、市町村アカデミー等(受講者数、研修種目数)

研修受講者 延べ受講者数 116人 研修種目 47種

○勤務成績の評定 実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復その他厚生計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1)保健に関する事業

職員健康診断	104人
人間ドック	376人

(2)その他保健厚生事業

財)徳島県市町村職員互助会加入

加入者	556人
公費負担額	6,522千円
補助率	50%
事業	給付事業・厚生事業
	(公費を伴う事業 保養所施設利用助成・育児休業給)

8 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 0件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件